

県庁職域支部だより

発行：(社) 神奈川県建築士会

県庁職域支部 支部長 吉田 貞夫

〒231-8588 横浜市中区日本大通1

Vol. 18 2012.5

巻頭言**建築士とは何か**

県庁職域支部長／県建築住宅部長 吉田 貞夫

建築士会県庁職域支部長を引き継ぐに当たり、建築士とは何かということについて、あらためて考えてみました。

巷間言われているアーキテクトとエンジニアの両面を持つこの職業ですが、建築士法では、「建築士とは一級建築士、二級建築士及び木造建築士をいう。」といった味もそつてもない定義がなされていて、ひどくがっかりさせられてしまいます。

この法律では、わずかにその職責に関する規程で、「常に品位を保持し、業務に関する法令及び実務に精通して、建築物の質の向上に寄与するよう…」とされているのみです。

私自身、アニメの未来都市などを見て、こういうものを創造する仕事に魅力を感じて建築の道に進んできましたが、学生時代に既にその夢は押入の奥にしまいこみ、現在は、建築士である前に役人としての日常に沈んでいるのが実際のところで、法律がどうのこうのと言える状況にはありません。

ただ、建築士の社会的地位の向上については、若い頃に設計業務委託料の改定を担当し、財政課と闘いを始めたときから強い思いを持っていて、設計事務所をはじめとする建築士の皆さんには、是非頑張ってもらいたいと期待していたところです。

それ以来、多くの星霜を重ねましたが、耐震偽装問題で傷つくことはあっても、残念ながら建築士の社会的地位を向上させるには至っていないと思っています。道は半ばにもなっていませんし、私自身ができるることはわずかではありますが、支部の皆さんにもこうした思いを理解して欲しいと思います。

さて、県庁職域支部についてですが、建築セミナーや見学会を通じた会員の資質向上のための取組みや親睦を深めるための取組みを行っているほか、この支部だよりのような広報活動も行ってきています。

私たちは、県庁職域という特殊な環境にいますので、

地域支部の皆さんと異なり、なかなかアーキテクトとしての仕事を行う機会はありませんし、私の仕事はビルディング・エンジニアでもないといった嘆き節も聞こえてきそうですが、一方では地域支部の皆さんでは経験できない方面での経験と知識を蓄えることができるのも事実ですし、仕事を通じて、建築士だけではなく、県民の皆さんに多くの情報を発信することができる立場であるともいえます。

私自身も、こうした経験や立場に裏付けられた強みを活かし、県建築士会の支部として、これからもその存在を知らしめていくよう、力を注いでいきますので、皆さんも一緒に、県庁職域支部の活動を大いに盛り上げていきましょう。

糺の森と方丈庵(復元)を訪ねて

前県庁職域支部長／県顧問 節 健夫

のGWは、四国の両親への退職報告を兼ねて旅に出た。帰路、京都の下鴨神社の「糺の森」(ただすのもり)を訪ねてみた。糺の森を訪れるのはこれで三度目である。新緑の季節のこの森の美しさはどうてい言葉では言い尽くせない。



幽玄な美しさをたたえる糺の森

世界遺産となっている糺の森は、鴨川と高野川が合流する三角州に、紀元前3世紀頃の山代原野の原生樹林と同じ植生を残す貴重な森である。森と一体になって下鴨神社があり、ここは娘の結婚式を挙げた思い出の場所でもあるが、今回は下鴨神社の摂社である河合社(ただすのやしろ)の斎庭(ゆにわ)に復元された鳴長明の「方丈庵」を見ることも目的の一つであった。今年は方丈記の成立(1212年)からちょうど800年に

あたる。

「ゆく河の流れは絶えずして、しかももとの水にあらず」で始まる鴨長明の方丈記の冒頭の名文は有名であるが、方丈記の前半が、大火、竜巻、大飢饉、大地震などを記録した「災害の文学」であることを知る人は少ないだろう。1185年の大震災の記録では、「海は傾きて陸地をひたせり」と津波が押し寄せたことや、繰り返し起きた余震の状況についても詳しく記録されている。

長明は、下鴨神社の社家の生まれで、父親が下鴨神社の正統宣物官という神官のトップであったが、若くして他界したこともあり、長明が下鴨神社の役職を継ぐことはなかった。しかし、後鳥羽院に認められて「新古今和歌集」の寄人（選歌委員）に選ばれるなど、和歌や管弦（琵琶、琴）の道に秀でており、新古今和歌集には長明の歌が10首も採用されている。

長明の才能をもってすれば、詩歌管弦の道で身を立てることも十分出来たはずだが、50歳のときに、突然出家し、隠遁生活に入る。それを反映して、方丈記の後半は、一転して一丈（約3m）四方の自ら設計した草庵のことや、そこでの閑居の楽しみなどが詳しく描かれている。

方丈記全体を通じて感じるのは、長明は一貫して住居に关心があったことである。災害の記録を見ても住居の被害などにとりわけ大きな关心を寄せている。また、長明の著した仏教説話集「発心集」の中に「貧男差図（さしづ）を好む事」という一話があり、長明自身のことを描いたのではないかと思うほど、住居の指図（設計図）を描くのが好きだったようだ。



復元された方丈庵（内部の建物、窓に蔀戸を使用）

終の棲家となった自慢の方丈庵は部材の継ぎ目を掛け金で組み立てるワンルーム住居である。解体も容易で牛車2台で持ち運びができる。しかも折琴、継ぎ琵

琶というように愛用の楽器にも工夫が凝らされていた。方丈庵は現代風に表現すれば、プレハブの仮設最小限住居であるが、方丈記に描かれる長明の自然と共に鳴するような暮らしには凝縮された簡素な豊かさがある。※糺の森の近くに、町家を改修した京都で唯一の本格的なイスラエル料理のレストランがある。糺の森を訪ねる方には併せてお勧めしたい。

東日本大震災特集

「東日本大震災 現地派遣者手記」その1

県住宅計画課 杉田 智洋



平成23年8月1日付け国住
生第296号国土交通省住宅局
住宅生産課長より要請があり、
福島県において、平成23年度
東日本大震災における応急仮設住宅の建設支援を行いました。期間は平成23年8月15日～9月2日の約3週間派遣されました。

神奈川県からは以前にも、応急仮設住宅建設支援のため、震災直後から6月30日まで交代で1名を派遣していましたが、今回は原発事故による計画的避難区域の解除予定や県外避難者の新たな要望もあり、9月末の完成を目指し、福島県内の各所で応急仮設住宅の検査業務等を行いました。

■ 福島県の体制

福島県では、応急仮設住宅整備担当チームが組まれ、①審査・調整班、②県北班、③いわき班、④追加工事班、⑤見積審査班の5班体制で、各班では福島県職員の方が総括を行い、その他に2～3名の各県・市からの応援職員が付くという体制でした。

各現場では②③班が中心となり、地縄検査・中間検査・完成検査と3回の検査を行っていました。私が配属されたのは④の追加工事班でしたが、9月末の応急仮設住宅の完成を目指すため応援が必要となり、特に8月の後半は地縄検査が立て込み、職員総出で各地の検査を行いました。

■ 業務内容

地縄検査では配置計画図のとおりに現場が納まっているかを現地で確認しました。文字通り、施工者が現地に縄を張っているのを確認するのですが、その時に

周辺環境や隣地境界、法面の有無、排水計画、浄化槽の位置、フェンス等の必要性を確認します。また、福島県では敷地の放射線量の測定まで行い、基準値(1.0 μ Sv)未満であることも確認しました。

中間検査時は、杭の施工精度、大引きとの固定状況、建入状況の確認、床穴の処理状況、各配管の保温状況、区画の処理状況等を確認しました。他に外構計画(舗装、排水、木柵、住戸番号、外灯)の確認をしました。完成検査では、各住戸の建具の開閉状況、給排水・ガス・火災警報器の作動確認、床鳴りの有無等を検査しました。1戸当たり5分程度で検査をしなければならず、かなり忙しい検査でした。外構では、排水、フェンスの確認、消火器の設置状況の確認を行いました。

■ 応急仮設住宅の種類

一般的にはいわゆる工事現場の管理事務所のようなプレハブ建築を想像される方が多いと思われますが、福島県の応急仮設住宅には様々な種類があり、プレハブ協会の企画部会によるプレハブ住宅の他にも、住宅部会による各種住宅メーカーによる仮設住宅や、現地の工務店による公募型の住宅等があり、特に公募型の住宅は在来工法の住宅だけでなく、PC造2F建ての住宅や、ログハウス等があり、バラエティに富んでいました。

同じ団地の中でも、プレハブと地元公募型が、並立するような場所もあり、比較した住民からの苦情も多くあつたようです。

また、団地によっては、住戸だけではなく、談話室・集会所をはじめ、グループホームを建設したり、他部局からはデイケアサービスセンター・診療所・コンビニを建設したりしていました。

■ 被害状況

相双地区は津波の被害が大きく、海辺の集落は建物の基礎を残して流失してしまっています。また、畑では自動車や船がいまだに転がったまま手付かずで残っている場所もありました。

また、原発からの20km圏内には検問が敷かれ、全国からの警察官が職務にあたっておられました。

私達が行った8月後半～9月は震災後、5ヶ月以上経っていたため、危険な建物は撤去され、瓦礫の片付けも進んでいて、地震そのものの被害状況はあまり見ることはできませんでしたが、職員の方々から生の声

を聞くことができ、また、検査等で県内を運転しましたが、道路の復旧も未だ終わっていない箇所も多く、テレビで見るのとは違い、地震・津波について真剣に考えるようになりました。

最後に、福島県では原発事故の影響が大きく、復興するまでに長い期間が必要となっていますが、一日でも早く復興することを願っております。

「東日本大震災 現地派遣者手記」その2

県営繕計画課 大河戸 正明

私は、福島県が行う応急仮設住宅建設工事に関する業務への協力(第4回)のため、平成24年1月4日から27日まで福島県に派遣されました。派遣業務の内容については、今までに派遣された方が昨年の支部便り等に執筆されていますので、その後の状況の変化や被災地の現状について報告します。

○ 応急仮設住宅建築整備チーム現場監理班

応急仮設住宅の供給量の減少に伴い、建築整備チームも縮小してきています。以前は応援職員が何十人もいたそうですが、私の派遣期間中は東京都と新潟県、神奈川県の3名のみでした。特に、多くの派遣職員が所属していた現場監理班は福島県2名+派遣2名の計4名の1班のみとなり、全県の検査を行っていました。

現場の方は、随分と手馴れてきているはずですが、業者によってはまだ筋交いの未施工や断熱材の仕様違い、金物ビスの不足等がありました。



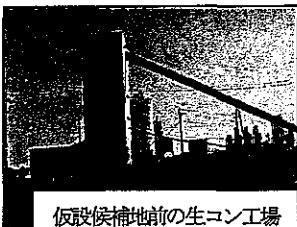
○ 現在の応急仮設住宅

現在建設している仮設住宅は、ほとんどが地元業者によるものですが、最初の頃のいわゆるプレハブからは仕様が大幅にアップしています。基礎が木杭であることを除けば、畳の和室やクロス張りの壁、エアコン、UB等見栄えは通常の賃貸アパートとあまり変わらず、界壁のない二重壁で床が独立している住宅もありました。

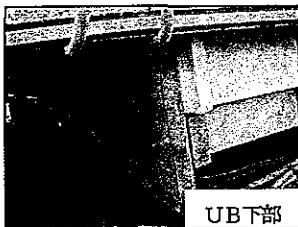
舗装の完成検査で自治会長から、「なぜ自分達の団地

は他と比べ、舗装のグレードが低いのか」と言わされたこともありましたので、仕様アップ自体はいいことかと思いますが、仕様の違いは今後問題となる可能性があると感じました。

また、市町村からの仮設住宅の要望は続いており、新たな土地調査もまだ行っています。ただ、いわき市や南相馬市では適地も少なくなっているよう、生コン工場に近接する工業団地内の土地も候補地となっていました。候補地の選定では、市町村及び住民側は車のアクセス、建設側は排水先と給水がポイントとのことです。



仮設候補地前の生コン工場



UB下部

○ 冬季対策等

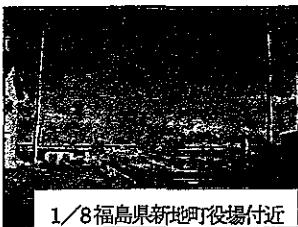
初期のプレハブについては、冬季対策として後から断熱材追加や二重サッシ化等をしています。断熱材追加については、福島県は入居者に迷惑は掛けるがほぼ全面に施工できる内側に、岩手県及び宮城県は筋交いや給湯器等を避けて外側に行っているそうです。

また、仮設住宅の床下は殆ど吹きさらしとなっているため、実際に冬季に入ってからは、UB床からの冷気や給水管の凍結が問題となっています。UB下部にも断熱材を追加していますが、納まりが悪い状況でした。段差が大きくなりますが、通常の床の上にUBを組んでもいいのではないかと思いました。

なお、初期のプレハブは新潟県中越地震のモデルだったため、積雪対策としてサッシが腰窓となっていました。そのため夏に暑いとクレームになり、現在は掃き出しが標準となっています。



腰窓のみの仮設住宅



1/8福島県新地町役場付近

○ 被災地の現状

休日を利用して、福島県及び宮城県の被災地を視察しました。がれきが撤去され、復興はあまり進んでおらず、本当に何も無いなというのが正直な感想でした。

福島市内の歴史的建造物では、国登録有形文化財の竹屋旅館が大きな被害を受け取り壊し予定、W.M.ヴォーリズの教会2棟が被害を受け、1棟が取り壊し済み、1棟が修復中といった状況でした。

ただ、そのような状況の中でも徐々にですが、再建された飲食店・工場・市場を目にすることができました。被災地が一日も早く復興することを、願っております。



1/25ヴォーリズ福島新町教会



1/21宮城県塩釜市復興市場

「東日本大震災 応急仮設住宅建設支援業務 雜記」

県住宅営繕事務所 薄井 謙一

本 県では、東日本大震災被災者向けの応急仮設住宅建設の支援業務として、平成23年3月末からほぼ一年にわたり建築職の職員を福島県庁へ派遣しています。概ね3週間交代で派遣され、私もその中の1人として福島に行ってまいりました。

私が派遣された時期は平成24年3月8日～30日で、既に目標としていた供給戸数も概ね達成し、住環境改善のための追加工事(断熱工事、風除け室設置工事等)も概ね終了し、主な業務は工事費の清算業務や避難解除(原発災害関連)となる地域への仮設住宅建設業務などにシフトしていました。

応急仮設住宅建設支援業務の序盤の様子は前号で報告されていますし、中盤以降の様子も本号でほかの方が執筆されると思いますので、私のレポートとしては終盤期の派遣であったことに留意し、自分自身が業務として関わった仮設住宅と既に建設されている仮設住宅の両方を見て気になった話題をいくつか報告させていただきます。

○ 仮設住宅にはリースのものと買取りのものがある

派遣当初、清算業務に関わって驚いたのは、仮設住宅に「リース」・「買取」の区分があるということです。

東日本大震災はかつてないほど広域に甚大な被害を

もたらしましたので、供給しなければならない仮設住宅戸数はリースで流通できる物量を大きく越えてしまい、その結果オーバーフロー一分は買取りということになっているとのことです。

当たり前の話ですが、リース物件には、解体費用が含まれていますが、買取物件にはその費用が含まれていません。聞いたところでは、今回の震災に伴い福島県が供給する仮設住宅は約1万6千戸であるのに対し、リースで福島県に供給できた住宅戸数は概ね3千戸強だったそうです。

つまり、仮設住宅が不要になる数年後には、福島県はこの1万数千戸のストックを解体するなり、転用することを考えなければならないということになります。

○ ヴァリエーション豊かな仮設住宅

1万6千戸余りの仮設住宅が建設された福島県では、仮設住宅団地には様々なタイプの仮設住宅が見られます。現場事務所に使うようなBOX型の仮設住宅、ハウスメーカーが供給する軽量鉄骨造の仮設住宅、プレカット木材を利用したログハウス、在来工法の住宅などがあり、少し大きな団地になると、団地内でも複数のバリエーションの仮設住宅を見ることができました。聞いたところによると、団地内で仮設住宅のバリエーションがあると嗜好のようなものが出てきて、人気・不人気でてくるそうです。

個人的に関心を引いたのは地元業者公募で建設された在来工法タイプの住宅です。木材の風合いから温かみや親しみをもてるという理由もありますが、地元の業者が地元の木材を使って仮設住宅を建設すれば、地方自治体が行う公共事業としての役割を多少なりとも果たすことになると感じたからです。

地元公募型の仮設住宅は今回の震災対応の中で始めて出てきた事業モデルだそうですが、将来的にはごく当たり前になるような予感がしています。

○ 仮設住宅を取り巻く住環境

私が見た範囲では、福島県の仮設住宅団地は、郊外の遊休地、資材置き場、公園、工業団地の遊休地などが多くたったように思います。

市街地・利便施設から離れている、工場の横に立地しており騒音などがある、周辺に遮蔽物がなく、吹き

さらしの風が吹き抜けやすいなど住環境としては良くない条件が見られる団地も少なからず見受けられました。また、住宅敷地として整備されていない土地に建設する仮設住宅であるがゆえの宿命ですが、団地内の雨水排水処理条件が悪くぬかるみができてしまう団地も、何箇所もありました。

そのような事情が影響しているのかどうかはわかりませんが、仮設住宅の入居率は団地によって異なってきているそうです。

○ 過去の仮設住宅建設の教訓は生かされている

個人的な話ですが、阪神淡路大震災の発生した十数年前当時、アルバイトやボランティアで仮設住宅を何箇所か回ったことがあるのですが、仮設住宅の団地には、集会所や店舗、グループホーム等の施設はほとんどなく、仮設住宅そのものにもスロープや縁側などはなかったように記憶しています。

今回、仮設住宅団地をまわっていると、仮設住宅には当たり前のように縁側やスロープがあり、団地の一角にはごく自然に集会所が設置され、グループホームや店舗建設のための用地が確保されていました。

また、阪神淡路大震災の当時は、同じコミュニティの人が近くに住むという考え方があまりなく、「仮設住宅は住むための箱の集まりで、コミュニティなどほとんど考慮されていない」といった批判が出ていたと思います。

福島県の仮設住宅団地では、「〇〇町の被災者は△△町に建設する」というように、なるべく同じコミュニティの人同士が近い場所に集まって住むように配慮されていました。

今回の福島県派遣で再認識したのですが、過去の仮設住宅の教訓は生かされ進化しています。東日本大震災から得た教訓も生かされていくことでしょう。

○ 最後に

福島県の職員の皆様におかれましては、業務多忙の中、我々の派遣期間が充実したものとなるよう何かとご配慮いただきました。

現場検査の移動時にすでに完成している他タイプの仮設住宅現場を紹介してくださったり、昼食時には各地域のおいしいお店に連れて行ってくださいました。

各自治体の派遣職員が毎週のように誰かが入れ替わり、そのたびに同じ対応をされているはずなのに、いややな顔もせぬ親切にしてくださったことを、県庁職域支部の皆様にも、ぜひともお知らせしたいと思います。

仮設住宅に対する課題雑感

—福島県に派遣されて—

県住宅計画課 高橋 昌祐

1 応急仮設住宅の住環境に対する課題

(1) 住宅供給方式による違い

東日本大震災ではその被害が甚大であったため、プレ協の規格建築部会だけでは仮設住宅の供給が間に合わず、プレ協の住宅部会、地元公募の主に3種類の供給方式で様々な仮設住宅が供給されている。

プレ協 規格建築部会	プレハブ 供給メーカー	鉄骨系(組立、エクレタイプ)
プレ協 住宅部会	ハウスメーカー	鉄骨系、木質系
地元公募	地元建設業者	木造在来、 2×4、 ログハウス、 板倉工法等

当然のこととして、供給方式の違いにより住宅の質的な面において差異が生じている。

神奈川県においても大規模地震によりプレ協の規格建築部会のみでは対応できない場合を想定して、供給方式の考え方や供給方式の違いによる仕様の考え方を整理しておく必要があると思われる。

(2) 県民要望等による仕様の改善

今回の仮設住宅建設にあたって、玄関前のスロープ設置、歩行通路や駐車場のアスファルト舗装、断熱材の追加、エアコンの追加設置、暖房便座の交換などの仕様改善が行われていた。

県民の方には「仮設だから」という言い訳が通じない状況も見受けられ、生活の質の向上とともに、これまでの仮設住宅の仕様では立ち行かない面も散見された。

これらの仕様の採用には、国（厚生労働省）との調整が必要ではあるが、どこまでが許容されるのが場当たり的な対応ではなく、平時に考え方を整理しておく必要があると思われる。

また、(1)に関連することであるが、県民の住環境の質への要望の高まりや地元企業の仮設住宅への参入要求の高まりに併せて、プレ協規格建築部会の住宅供給のみでよいのか議論になるところである。

2 応急仮設住宅から恒久住宅へ転用の必要性と自力再建する被災者への直接補助

応急仮設住宅の供与期間は、原則2年間とされている。阪神・淡路大震災では最長3年ほど延長されており、今回も延長されることが予想されるが、いずれにしてもこれだけのお金と労力をかけて2~5年間程度で解体されてしまうことに抵抗感を感じる。

そもそも、恒久住宅である借り上げ民間賃貸住宅が仮設住宅と認められるのであれば、考え方の転換をして仮設住宅を初めから恒久住宅として転用することを考えるべきであろう。

応急仮設住宅の目的は、自らの資力で住家を得ることができないものを、震災発生から短期間で住宅を整備し収容することにあるが、現在の技術力と創意工夫により恒久住宅として使用できる住宅を短期間で作ることも可能であるし検討すべきと考える。

仮設住宅という発想から新たに準仮設住宅という考え方を導入して、住宅再建ができるまでの間は、仮住まい住宅として機能させ、その後は住宅に困窮する人向けの恒久（復興）住宅への転用を図るという道筋があつてもよいと考える。

また、自己所有地がある被災者をわざわざ仮設住宅に入れなくてもよいと思われる。仮設住宅の建設に係る費用を補助金として渡してあげれば何とか自力再建できる被災者もいるのではないかだろうか。少なくとも資源の無駄使いにならないし、恒久住宅の速やかな再建につながると思われる。

3 福島県固有の問題と神奈川県へのフィードバック

(1) 防寒対策について

今年の冬は福島でも特に寒かったらしく、水道管が凍結する事象が相次いだ。そのため、水道管に断熱材を巻いたり、凍結防止ヒーターの設置を行っていた。神奈川県においては、山間部を除いて水道管が凍結することはないであろうが、仮設住宅の基礎部の吹きさらし状態を考えると、入居者から床から底冷えする旨

の苦情が予想される。また、逆に神奈川県の場合は、夏の暑さ対策を考慮する必要があるだろう。

いずれにしても、福島県においては仮設だから我慢しろというのがなかなか通用しない状況であったため、原発避難という特殊性を除いたとしても今後は仮設住宅の仕様についてよりシビアな要求が県民から求められる可能性があることは間違いないと思われる。

(2) 現場監理への移動について

福島県は日本で3番目に広い面積を持つ県であるようだが、県北部にある県庁から南部にあるいわき市に行くのに往復300km、約4時間掛けて移動しなければならない状況であった。

神奈川県においてはこれほどの距離の移動はないであろうが、電車の復旧がままならない場合や駅から遠い現場において、車に頼らざるを得ない状況であった場合に、車の渋滞等のロスを考えると仮に県庁（日本大通り）から行くとしたら福島県と同じように移動に伴うロスが発生すると思われる。

応急仮設住宅の建設を市町村にお願いするのか、出先機関を利用して県が仮設住宅を建設するのか対応方を考えておく必要があると思われる。

23年度活動報告

建築セミナー(H23.11.22 開港記念会館)に出席して

県住宅供給公社 吉田 直雄

平成23年3月11日14時46分、これまで自分が経験したことのない大地震が発生した。震源地は三陸沖、規模はマグニチュード9.0。テレビのライブ映像で、津波に家屋や人が飲み込まれていく惨状を目の当たりにし、身が凍る思いをしたことが昨日の様に思い出される。私自身も社屋内で執務中であったが、固定されていたにもかかわらず、キャビネットが転び倒れるなど、社屋の構造がSRC造であることを加味したとしても尋常ではない揺れ（避難先の横浜公園から社屋が南北方向に揺れる姿が目視で確認できた程）であったことから、決して大袈裟ではなく死を覚悟した程の地震だった。

このような状況の中、神奈川県におかれでは、余震が継続中の3月末から被災地の福島県に職員を派遣され、応急仮設住宅の建設支援を行うなど、様々な被災

地支援活動に取り組まれた。本セミナーでは実際に現地に派遣された支援者から、現地の被災状況や支援活動内容等について臨場感に溢れた報告を直接伺うことができたことは大変有意義であった。

本セミナーで報告を受けた支援内容は、応急仮設住宅の各種検査が主であったとのことだが、中間検査では木杭の継ぎ足しや土台の欠損について是正指示を出すなど、例えば水糸を1本張れば起り得ない単純な指摘事項が多数挙げられたとの報告から、職人自身が被災された方もいたであろう緊急時における作業の困難さがひしひしと伝わり、心身ともに限界に達しながらも一日も早い復興を目指す被災地の方々及び支援者の姿に深く感動した。また、仮設住宅では、一般的なプレハブ住宅以外に、傍目には普通のアパートに見えるPC造の2階建てやログハウスといった種類が存在していることに驚きを覚えた。

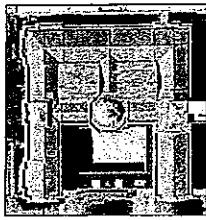
地震大国日本は、東北地方太平洋沖地震クラスの大震が今後も発生する可能性が極めて高いことから、まず各個人が避難方法・避難場所を明確にするとともに、被災レベルに応じた対応方法及び体制について国・県・市毎にマニュアル化するなどの準備が不可欠であろう。仮設住宅の供給については、被災者の受け皿を速やかに整えることが第一であるため、規格化を図るなどして工期短縮や作業効率化を図る必要があると考える。また、大半のプレハブ住宅は、仮設とは言いつながらも鉄柱が露出しているなど断熱性能が高いとは言えないため、設計・施工計画及び仕様について見直しを行ってはどうだろうか。さらに、今後高齢化が加速することも視野に入れ、高齢者・障害者・要介護者向けの仮設住宅や支援施設の提供方法についても検討を進める必要があるだろう。

最後に、震災により多数の尊い命が失われたことに對しお悔やみ申し上げるとともに、一日も早く都市機能が復活されるようお祈り申し上げたい。

日本銀行 見学会

県土地建物保全協会 坂本 義之

平成24年3月23日に県庁職域支部の施設見学会が開催されました。今回は日本銀行と言う事で、とても貴重な体験ができました。



今回は特に本館についてご報告させて頂きます。日本銀行の本館と言えば上空から見ると『円』と言う文字に見える事で有名ではあります、建設当時の通貨の単位

は現在、使われている『円』ではなく旧書体の『圓』が使われており、偶然によるものだとか、設計者の意図があったかは諸説あります。

設計者は、建築界の第一人者であった辰野金吾であり、明治23年に着工し明治29年に完成しています。構造は、地下1階から3階まで、内壁側の煉瓦積みと外壁材の石積みからなる、石積み煉瓦造となっています。この建物は昭和49年に国の重要文化財に指定されました。(辰野金吾が手掛けた設計の中では、東京駅などもあります。)

建物内部は、関東大震災の際に火災で被災し、その後、辰野金吾の指導下にいた長野宇平治が復旧を手掛けております。建物内部は、セキュリティーの関係上、全て写真撮影は禁止でしたが、唯一撮影できたのが中庭でした。



柱はバロック様式、窓はルネッサンス様式を取り入れた『ネオバロッック建築』となっており、ベルギーの中央銀行を模範に設計したと言われています。外装に使われている石、煉瓦は全て国産の物を使用しており内部の建具は外国産

の物が使われています。

外観の窓には、デザイン性を考慮され窓枠だけ造られている所もあります。

本館の1階には当時の日銀本館の窓口があり、壁面の上部には細かい彫刻がされています。関東大震災が起きた日が土曜日でしたが、次の週の月曜日には、営業を再開していたとのエピソードもあります。

2階には赤いジュウタンが敷かれた長い廊下があり、

その両側の壁には、歴代の総裁の肖像画が飾られていました。

また、史料展示室には、いろいろな歴史的に貴重な物が展示されており、建設中に地下から出てきたというナウマンゾウの化石も展示していました。

史料展示室の入口扉の丁番1つにおいても細かい彫刻がされており、貴重な物だと思いました。

本館には、日本で2番目に造られたエレベーターがあり、今は改装された物が使われておりますが、当時の古い雰囲気が残されております。

そして、いよいよ地下にある金庫室を見学しました。金庫室の扉は、見るからに重量感がありステンレスの輝きをしておりますが、実際はスチール製で、重さは扉15t、外枠10t合わせて25tです。

この扉は、明治29年から平成16年6月まで使用されておりました。その扉の中にもう一つ扉があり、この扉は当初の扉だそうです。

また、明治時代の銀行では、地下に金庫室がある銀行は珍しく日本銀行の他に横浜正金銀行が地下金庫となっています。

金庫の扉に入った所には通路があり、この場所は震災の被害もなく建設当時の姿のままとの事です。当時はこの廊下を使い、トロッコでお金を運んでいたそうです。さらにこの金庫室の中に当時の防盗対策の徹底振りを見る事ができました。金庫室内の壁上部にある数個の穴は、泥棒が侵入したら日本橋川の水を金庫室に注入し、水責めにするための穴だそうです。なんとも大胆な発想ですね。

日本銀行では、本館の一般公開をしているそうなので、興味のある方は、日本銀行のホームページより申し込んで、ぜひ一度行ってみては如何でしょうか。木目調に塗装された鋼製建具や石目調に塗装されたコンクリートなど、まだまだ当時の技術力の高さを見る事の出来る品々が沢山あります。

本号も震災特集になってしまいました。本当に未曾有の大災害であることを改めて実感しています。復興への道のりは長く険しいものでしょうが、我々も常に東北の状況に思いを致し、建築士としてどのような協力が出来るかを考え、行動していく使命があります。最後に被災地の皆様に心からお見舞い申し上げます。

編集
後記

池田誠之